

令和5年度決算

目的税（入湯税・都市計画税）の使途に関する説明書

1 入湯税

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するものとされています。庄内町においては、地方税法に基づく庄内町税条例の規定により、鉱泉浴場における入湯に対し1人1日150円（宿泊を伴わない場合は75円）を課税しており、令和5年度決算における収入済額は799万6千円となりました。

入湯税を充当している事業は、北月山荘等管理事業及び温泉施設管理事業であり、令和5年度決算における事業費総額は7,541万円となりました。これらの事業に対し、入湯税として収入した799万6千円を充当し、温泉施設等の維持管理と観光振興を図りました。

(単位：千円)

事業名及び事業内容等	事業費	財 源 内 訳				
		国（県） 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一般財源	うち入湯税
<北月山荘等管理事業> 北月山自然景観交流施設（月の沢温泉北月山荘 他）と立谷沢南部山村広場の管理運営	29,186			3,930	25,256	4,581
<温泉施設管理事業> 「庄内町ギャラリー温泉 町湯」の施設維持管理等	46,224			27,400	18,824	3,415
合 計	75,410			31,330	44,080	7,996

2 都市計画税

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に充てるため、課税することができるものとされています。庄内町においては、地方税法に基づく庄内町都市計画税条例の規定により、都市計画区域内に所在する土地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定による庄内町農業振興地域整備計画により設定した農用地を除く。）及び家屋に対して、税率0.25%で課税しており、令和5年度決算における収入済額は6,332万9千円となりました。

都市計画税は、公共下水道事業に係る地方債償還に充当しており、令和5年度決算における事業費総額は2億9,516万3千円となっています。これに対し、都市計画税として収入した6,332万9千円を充当しました。

(単位：千円)

事業名及び事業内容等	事業費	財 源 内 訳				
		国（県） 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一般財源	うち 都市計画税
<公共下水道事業> 過去に実施した公共下水道事業に係る地方債償還	295,163				295,163	63,329
合 計	295,163				295,163	63,329